

第14章 消火設備の基準（危政令第20条）

第1 消火設備の技術上の基準（危省令第29条～第32条の11）

1 共通事項

- (1) 消火設備を、他の防火対象物又は製造所等の消火設備と兼用する場合は、水源、予備動力源、消火薬剤、ポンプ設備等について、容量及び能力の大なる方の基準を満たすように設けること。ただし、消火設備の消火範囲が隣接している場合（開口部を有しない隔壁で区画されている場合を除く。）は、同時に使用できる容量及び能力を確保すること。
- (2) 第1種、第2種及び第3種の消火設備の設置に関しては、危省令、危告不、危告ハ及び危告泡に定められたもののほか、「消火設備及び警報設備に関する運用指針」（H1.3.22 消防危第24号）によること。
- (3) 第3種の消火設備について、泡消火設備における固定式及び移動式、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備における全域放出方式、局所放出方式及び移動式のそれぞれの区分は、施行令における区分と同様のものであること。（H1.3.22 消防危第24号）
- (4) 危省令第32条の10ただし書は、第1種、第2種又は第3種の消火設備と併設する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、同省令第32条の11ただし書は、第1種から第4種までの消火設備と併設する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、それぞれ第4種又は第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。（H1.3.22 消防危第24号）
- (5) 消火設備の配管は、危険物の配管に準じて、防食措置を講じること。
- (6) 内燃機関を原動機とする加圧送水装置については、「内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準」（H4.3.25 消防危第26号）によること。
- (7) ハロゲン化物消火設備については、「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（H13.3.16 消防予第155号・消防危第61号。以下「61号通知」という。）によること。
- (8) ガス系消火薬剤を使用する消火設備については、「危険物施設に係るガス系消火設備の取扱いについて」（H8.12.25 消防予第265号・消防危第169号）によること。
- (9) 不活性ガス消火設備のうち、二酸化炭素を消火薬剤とするものの安全対策については、「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部改正に伴う二酸化炭素消火設備の設置に係る安全対策等について」（R5.3.31 消防危第65号）によること。

(参考) 製造所等における法第17条の適用について (S42.11.29 自消丙予発第102号)

1 1棟全部が製造所等である場合

消防用設備等は法第10条第4項の規定に適合すればよく、法第17条の規定に適合しなくてもよい。これは、製造所等に設置すべき消防用設備等に関する法第10条第4項の規定は、消防用設備等の設置に関する一般規定たる法第17条に対し、特別法たる地位を有するものであるからである。

2 棟の一部分に製造所等がある場合

製造所等の部分は法第10条第4項により設置し、これを除いた部分には法第17条の規定による消防用設備等を設置する。

2 著しく消火困難な製造所等の消火設備 (危省令第33条)

(1) 「消火活動上有効な床面からの高さ」の高さの算定の起点となっている消火活動上有効な床面とは、必ずしも建築物の床面に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならないこと。(H1.3.22 消防危第24号)

(2) 地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備 (第1項第1号)

「地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが6メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備」として高さが6メートル以上の精留塔などの塔槽類、タンク類等があること。(H1.7.4 消防危第64号) また、タンクの高さの算定は、地盤面又は床面からタンク側板の最上段の上端までの高さとする。

(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁 (第1項第1号、第2号、第4号)

「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」とは、壁及び床を障壁とし、出入口、窓、換気ダクト、煙突等の開口部を設けないこと。ただし、「隔壁等を貫通する配管等の基準」(別記4の2)を満たす配管等にあつてはこの限りではない。

(4) 火災のとき煙が充満するおそれのある場所 (第2項第1号)

危省令第33条第2項第1号の表中の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所」には、上屋のみで壁が設けられていない場所は該当しないものであること。(H1.7.4 消防危第64号)

(5) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室 (第2項第2号)

「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」とは、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」(別記1)の別表において、自動強制排出設備又は強制排出設備を設置しなければならない建築物又は室とすること。

なお、棟の中に複数の当該室がある場合は、複数の室で有効に使用できる位置に消火設備を配置することにより、すべての室内に設けないことができる。

(6) 著しく消火困難な製造所等に存する20号タンクのうち、屋外にあるもの及び屋内にあるものに係る消火設備については、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所の消火設備の基準を準用すること。

3 第4種消火設備（危省令第32条の10）

- (1) 第4種消火設備は、階ごとに歩行距離が30m以下となるよう設けること。
- (2) 第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合にあっては、施設に1本あれば規定に適合することとなるが、階ごとに設けるよう指導すること。

4 第5種消火設備（危省令第32条の11）

- (1) 能力単位の算定においては、第4類の危険物についてはB火災の能力単位で算定し、その他の危険物についてはA火災の能力単位で算定する。（消火器規格省令第1条の2第13号、第14号）
- (2) 第1種から第4種までの消火設備と併置する場合にあっては、階ごとに設けるよう指導すること。

5 電気設備の消火設備（危省令第36条）

- (1) 「電気設備」とは、原則、照明設備、コンセント等のあらゆる電気設備をいうこと。☆
- (2) 「電気設備のある場所の面積」とは、危険物を取扱う建築物内の電気設備のある室の面積を合算した面積をいうこと。なお、部分規制（設備単位）の一般取扱所については、当該設備の周囲に保有した空地までの面積とすることができる。
- (3) 危険物施設を屋外に設置するものにあっては、保有空地を除く規制範囲の電気設備のある施設の設置面積をいうこと。

第2 各施設別の算定基準

1 製造所、一般取扱所

(1) 設置区分

区分	施設規模等
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	① 延べ面積が1,000㎡以上のもの ② 指定数量の倍数が100倍以上のもの（備考1） ③ 地上若しくは消火活動上有効な床面から6m以上の高さに危険物取扱設備を有するもの（備考2） ④ 一般取扱所以外の用に供する部分を有するもののうち、他の部分との区画に出入口等の開口部があるもの（備考2）
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 延べ面積が600㎡以上、1,000㎡未満のもの ② 指定数量の倍数が10倍以上、100倍未満のもの（備考1） ③ 一般取扱所以外の用に供する部分を有するもののうち、他の部分との区画に出入口等の開口部がない（完全区画）もの（備考2）
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの

備考1 高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物）のみを100℃未満の温度で取り扱うもの及び危省令第72条第1項（第1類の塩素酸塩類等、第2類の硫黄、鉄粉等又は第5類の硝酸エステル類等のうち火薬類に該当するもの）を除く。

備考2 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く。

(2) 著しく消火困難となる製造所、一般取扱所

ア 第1種～第5種の消火設備

(7) 次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

I (備考1)	<p>次の①～③のいずれか及び④+⑤</p> <p>① 第1種 (屋内・屋外消火栓設備)</p> <p>② 第2種 (スプリンクラー設備)</p> <p>③ 第3種 (泡・粉末・不活性ガス消火設備等)</p> <p>注1 火災のとき煙が充満するおそれのある場所等は、第2種又は移動式以外の第3種消火設備</p> <p>注2 高引火点危険物のみを100℃未満で取扱うものにあつては、建築物その他の工作物を包含することで足りる</p> <p>注3 第1種から第3種までの消火設備は、建築物その他の工作物と危険物それぞれに別に考慮し、各々に適合したものを選択し設置できるものであること。</p> <p>④ 第4種 (大型消火器)</p> <p>⑤ 第5種 (消火器等)</p>
II	<p>高引火点危険物のみを100℃未満で取り扱うものの当該危険物に対して (当該危険物に対してのため、建築物その他の工作物には第1種～第3種必要)</p> <p>①+②</p> <p>① 第4種 (大型消火器)</p> <p>② 第5種 (消火器等)</p> <p>ただし、第1種～第3種の消火設備を設置し、その放射能力範囲内は、第4種を省略できる</p>
III	<p>可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室</p> <p>①+②</p> <p>① 第4種 (大型消火器)</p> <p>② 第5種 (消火器等)</p> <p>(第5種の能力単位\geq当該危険物の所要単位)</p>
IV	<p>作業工程上、消火設備の放射能力範囲が貯蔵又は取り扱う危険物の全部を包含することができないとき</p> <p>①+②</p> <p>① 第4種 (大型消火器)</p> <p>② 第5種 (消火器等)</p> <p>(第5種の能力単位\geq当該危険物の所要単位)</p>

備考1 第4種及び建築物その他の工作物又は危険物に対する第5種消火設備については、ウ～オのものと兼用することができる。

(i) 次のすべてに適合する場合は、建築物その他の工作物に対する当該消火設備を設けないことができる。(H10.10.13 消防危第90号)

- a 全域放出方式の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設ける。
- b 第5種の消火設備を歩行距離20メートル以下となるように設ける。(イ～オのものと兼用してよい。)
- c 内装は不燃材料で仕上げ、室内には必要最小限のものを除き可燃物を存置しない。

イ Iの第4種、第5種消火設備は、次によること。

(7) 第4種消火設備 (指導事項)

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含 (歩行距離30メートル以内) するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離30メートル以内に設けないことができる。

(イ) 第5種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物、危険物及び電気設備を包含（歩行距離20メートル以内）するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離20メートル以内に設けないことができる。

① 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）（指導事項）

1) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

2) 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）（指導事項）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

③ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

④ 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

ウ IIの高引火点危険物のみを100℃未満で取扱うものはイの他、次によること。

(イ) 第4種消火設備（イ(イ)のものと兼用することができる。）

有効な位置に第4種消火設備を設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該放射能力範囲内について設けないことができる。

(イ) 第5種消火設備

① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = D \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + (B \text{ 又は } D) + C \text{ (本) 以上}$$

(B、Dは兼用することができる。)

エ IIIの可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室はイの他、次によること。

(ア) 第4種消火設備（イ(ア)のものと兼用することができる。）

有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(イ) 第5種消火設備

① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = E \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

③ 第5種消火設備の合計必要本数

A + (B又はE) + C (本) 以上

(B、Eは兼用することができる。)

オ IVの作業工程上、消火設備の放射能力範囲が貯蔵又は取扱う危険物の全部を包含することができないときはイの他、次によること。

(ア) 第4種消火設備（イ(ア)のものと兼用することができる。）

有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(イ) 第5種消火設備

① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = F \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 第5種消火設備の合計必要本数

A + (B又はF) + C (本) 以上

(B、Fは兼用することができる。)

(3) 消火困難となる製造所、一般取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30メートル以内）するように設けること。

イ 第5種消火設備

(ア) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）（指導事項）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ロ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ハ) 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

(面積10平方メートル未満の施設については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

(4) その他の製造所、一般取扱所

- ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

- (イ) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- (ロ) 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ウ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- エ 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

2 屋内貯蔵所

(1) 設置区分

区分	施設規模等		
	右欄以外のもの	第2類、第4類のみ (引火性固体、70℃未満のものを除く。)	高引火点危険物のみ
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	軒高6m以上の平家建のもの		
	指定数量の倍数が150倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を貯蔵するもの		—
	① 延べ面積150㎡を超えるもの(150㎡以内ごとに開口部のない不燃材料の壁で区画されたものを除く。)	—	
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所 ② 危省令第16条の2の3第2項の特定屋内貯蔵所 ③ 延べ面積150㎡を超えるもの ④ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所		
	指定数量の倍数が10倍以上の危険物(火薬該当危険物を除く。)を貯蔵するもの		—
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの		

(2) 著しく消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第1種～第5種の消火設備

(7) 次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

区分		消火設備
I	① 軒高6メートル以上の平家建のもの ② 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所	次の①～②のいずれか及び③+④ ① 第2種 (スプリンクラー設備) ② 移動式以外の第3種 (泡・粉末・不活性ガス消火設備等) ③ 第4種 (大型消火器) ④ 第5種 (消火器等)
	その他のもの	次の①～④のいずれか及び⑤+⑥ ① 第1種 (屋外消火栓設備) ② 第2種 (スプリンクラー設備) ③ 第3種 (移動式泡消火設備で消火栓 を屋外に設けるものに限る。) ④ 第3種 (移動式以外の泡・粉末 ・不活性ガス消火設備等) ⑤ 第4種 (大型消火器) ⑥ 第5種 (消火器等)
II	可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留する おそれがある建築物又は室	①+② ① 第4種 (大型消火器) ② 第5種 (消火器等) (第5種の能力単位≧当該危険物の所要単位)

(4) 次のすべてに適合する場合は、建築物その他の工作物に対する当該消火設備を設けないことができる。(H10.10.13 消防危第90号)

- a 全域放出方式の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設ける。
- b 第5種の消火設備を歩行距離20メートル以下となるように設ける。(イ(イ)①～③のものと兼用してよい。)
- c 内装は不燃材料で仕上げ、室内には必要最小限のものを除き可燃物を存置しない。

イ Iの第4種、第5種消火設備は、次によること。

(7) 第4種消火設備 (指導事項)

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含 (歩行距離30メートル以内) するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離30メートル以内に設けないことができる。

(4) 第5種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物、危険物及び電気設備を包含 (歩行距離20メートル以内) するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離20メートル以内に設けないことができる。

① 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算) (指導事項)

1) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

2) 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算) (指導事項)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ③ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ④ 第5種消火設備の合計必要本数
A+B+C (本) 以上

ウ IIの可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室はイの他、次によること。

- (ア) 第4種消火設備 (イ(ア)のものと兼用することができる。)
有効な位置に第4種消火設備を設けること。

- (イ) 第5種消火設備

- ① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算) なお、基本の危険物の所要単位と兼用することができる。

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = D \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 第5種消火設備の合計必要本数
A + (B又はD) + C (本) 以上
(B、Dは兼用することができる。)

(3) 消火困難となる屋内貯蔵所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離30メートル以内に設けないことができる。

イ 第5種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物、危険物及び電気設備を包含(歩行距離20メートル以内)するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離20メートル以内に設けないことができる。

- (ア) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算) (指導事項)

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ロ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ハ) 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

(面積10平方メートル未満の屋内貯蔵所については、A～Cを兼用して差し支えないものとする。)

(4) その他の屋内貯蔵所

- ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ウ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- エ 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

(面積10平方メートル未満の屋内貯蔵所については、AとCを兼用して差し支えないものとする。)

3 屋外タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区分	施設規模等	
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	液体の危険物を貯蔵し、 取り扱うもの (第6類の危険物及び 高引火点危険物のみ を100℃未満で貯 蔵、取扱うものを除 く)	① 当該危険物の液表面積が40㎡以上の もの ② 高さが6m以上のもの ③ 地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所 ④ 海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所
	固体の危険物を貯蔵し、 取り扱うもの	① 指定数量の倍数が100倍以上のもの
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 第6類の危険物及び高引火点危険物のみを100℃未満で貯蔵、 取扱うものを除くもの	
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	

(2) 著しく消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第1種～第5種の消火設備

(イ) 次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

I	地中タンク、海上タンクに係るもの 以外の屋外タンク貯蔵所	硫黄等のみを貯蔵、取 扱うもの	次のいずれか ① 第3種 (水蒸気消火設備) ② 第3種 (水噴霧消火設備)
		引火点が70℃以上の 第4類の危険物のみを 貯蔵、取扱うもの	次のいずれか ① 第3種 (水噴霧消火設備) ② 第3種 (固定式泡消火設備)
		その他のもの	① 第3種 (固定式泡消火設備)
	地中タンクに係るもの	次の①及び②～③のいずれか ① 第3種 (固定式泡消火設備) ② 第3種 (移動式以外の不活性ガス消火設備) ③ 第3種 (移動式以外のハロゲン化物消火設備)	
	海上タンクに係るもの	次の①及び②～④のいずれか ① 第3種 (固定式泡消火設備) ② 第3種 (水噴霧消火設備) ③ 第3種 (移動式以外の不活性ガス消火設備) ④ 第3種 (移動式以外のハロゲン化物消火設備)	
	全てのもの	①+② ① 第4種 (大型消火器) ② 第5種 (消火器等)	
II	可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留 するおそれがある建築物又は室	①+② ① 第4種 (大型消火器) ② 第5種 (消火器等) (第5種の能力単位≧当該危険物の所要単位)	

Ⅲ	第4類の危険物を貯蔵、取扱うもの	① 第5種（消火器等）2本以上
---	------------------	-----------------

イ Iの第4種、第5種消火設備は、次によること。

(ア) 第4種消火設備（指導事項）

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30メートル以内）するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離30メートル以内に設けないことができる。

(イ) 第5種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物、危険物及び電気設備を包含（歩行距離20メートル以内）するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離20メートル以内に設けないことができる。

① 建築物その他の工作物（ポンプ室等）の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。（消火器の能力単位はA単位で計算）（指導事項）

1) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

2) 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）（指導事項）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

③ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

④ 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

ウ IIの可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室はイの他、次によること。

(ア) 第4種消火設備（イ(ア)のものと兼用することができる。）

有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(イ) 第5種消火設備

① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = D \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + (B + D) + C \text{ (本) 以上}$$

（B、Dは兼用することができる。）

エ IIIの第4類の危険物を貯蔵し、取り扱うものはイの他、次によること。

(7) 第5種消火設備

危険物の所要単位の数値に達するよう、有効な位置に第5種消火設備を2本以上設けること。

$$A+B+C \text{ (本)} + 2 \text{ 本以上}$$

Bは2本に含むことができるものとする。(Bと2本とは兼用することができる。)

ただし、上記、イ(イ)②で求めた本数が3本以上のときは、その本数を考慮し有効に設置すること。(求めた本数全て設置する必要はないものとする。)

(3) 消火困難となる屋外タンク貯蔵所

ア 第4種消火設備

第1種～第3種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第4種の消火設備を省略できること。

(7) 建築物その他の工作物及び危険物から、歩行距離30メートル以内とするよう1本以上設けること。

イ 第5種消火設備

(7) 建築物その他の工作物(ポンプ室等)の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x+y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 建築物その他の工作物及び危険物から、歩行距離20メートル以内とするよう1本以上設けること。

(7) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

(屋外貯蔵所、第2種販売取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所)

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本)} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

(エ) 合計必要本数

$$A+B \text{ (本)} + 1 \text{ 本以上}$$

(4) その他の屋外タンク貯蔵所

ア 第5種消火設備

建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。ただし、第1種～第4種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第5種の消火設備の当該所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けるこ

とで足りること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。

(7) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(i) 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ii) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(e) 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

4 屋内タンク貯蔵所

(1) 設置区分

区分	施設規模等	
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	液体の危険物を貯蔵し、取り扱うもの (第6類の危険物及び高引火点危険物のみを100℃未満で貯蔵、取扱うものを除く)	① 当該危険物の液表面積が40㎡以上のもの ② 高さが6m以上のもの ③ タンク専用室を平屋建以外の建築物に設けるもので、引火点が40℃以上、70℃未満の危険物(タンク専用室以外の部分との耐火構造の区画に開口部がないものを除く)
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 第6類の危険物及び高引火点危険物のみを100℃未満で貯蔵、取り扱うものを除くもの	
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの	

(2) 著しく消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第1種～第5種の消火設備

(イ) 次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

I	硫黄等のみを貯蔵、取扱うもの	次のいずれか ① 第3種(水蒸気消火設備) ② 第3種(水噴霧消火設備)
	引火点が70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵、取扱うもの	次のいずれか ① 第3種(水噴霧消火設備) ② 第3種(固定式泡消火設備) ③ 第3種(移動式以外の不活性ガス消火設備) ④ 第3種(移動式以外のハロゲン化物消火設備) ⑤ 第3種(移動式以外の粉末消火設備)
	その他のもの	次のいずれか ① 第3種(固定式泡消火設備) ② 第3種(移動式以外の不活性ガス消火設備) ③ 第3種(移動式以外のハロゲン化物消火設備) ④ 第3種(移動式以外の粉末消火設備)
	全てのもの	① 第4種(大型消火器) ② 第5種(消火器等)
II	可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物又は室	①+② ① 第4種(大型消火器) ② 第5種(消火器等) (第5種の能力単位≧当該危険物の所要単位)
III	第4類の危険物を貯蔵、取扱うもの	① 第5種(消火器)2本以上
IV	作業工程上、消火設備の放射能力範囲が貯蔵又は取扱う危険物の全部を包含することがで	①+② ① 第4種(大型消火器)

きないとき	② 第5種 (消火器等) (第5種の能力単位≧当該危険物の所要単位)
-------	---------------------------------------

イ Iの第4種、第5種消火設備は、次によること。

(f) 第4種消火設備 (指導事項)

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離30メートル以内に設けないことができる。

(g) 第5種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物、危険物及び電気設備を包含(歩行距離20メートル以内)するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離20メートル以内に設けないことができる。

① 建築物その他の工作物(ポンプ室等)の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。(消火器の能力単位はA単位で計算) (指導事項)

1) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

2) 建築物の外壁が耐火構造以外

② 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算) (指導事項)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

③ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

④ 第5種消火設備の合計必要本数

$$A+B+C \text{ (本) 以上}$$

ウ IIの可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室はイの他、次によること。

(f) 第4種消火設備 (イ(f)のものと兼用することができる。)

有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(g) 第5種消火設備

① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = D \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + (B+D) + C \text{ (本) 以上}$$

(B、Dは兼用することができる。)

エ IIIの第4類の危険物を貯蔵し、取り扱うものはイの他、次によること。

(f) 第5種消火設備 (イ(i)②のものと兼用することができる。)

危険物の所要単位の数値に達するよう、有効な位置に第5種消火設備を2本以上設ける

こと。

$$A+B+C \text{ (本)} + 2 \text{ 本以上}$$

オ IVの作業工程上、消火設備の放射能力範囲が貯蔵又は取扱う危険物の全部を包含することができないときはイの他、次によること。

(ア) 第4種消火設備 (イ(ア)のものと兼用することができる。)

有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(イ) 第5種消火設備

① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = E \text{ (本)} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

② 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + (B \text{ 又は } E) + C \text{ (本)} \text{ 以上}$$

(B、Eは兼用することができる。)

(3) 消火困難となる屋内タンク貯蔵所

ア 第4種消火設備

第1種～第3種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第4種の消火設備を省略できること。

(ア) 建築物その他の工作物及び危険物から、歩行距離30メートル以内とするよう1本以上設けること。

イ 第5種消火設備

(イ) 建築物その他の工作物(ポンプ室等)の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x+y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本)} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 建築物その他の工作物及び危険物から、歩行距離20メートル以内とするよう1本以上設けること。

(ロ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = B \text{ (本)} \text{ (小数点以下切上げ)}$$

(エ) 合計必要本数

$$A+B \text{ (本)} + 1 \text{ 本以上}$$

(4) その他の屋内タンク貯蔵所

ア 第5種消火設備

建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。ただし、

第1種～第4種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第5種の消火設備の当該所要単位の数値の1/5以上に達するように設けることで足りること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。

(7) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(i) 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(v) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(x) 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

5 屋外貯蔵所

(1) 設置区分

区分	施設規模等
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵、取り扱い、囲いの内部面積が100㎡以上のもの（2以上の囲いがあるときは、面積を合算） ② 危政令第16条第4項の屋外貯蔵所で、指定数量の倍数が100倍以上のもの（備考1）
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵、取扱い、囲いの内部面積が5㎡以上、100㎡未満のもの（2以上の囲いがあるときは、面積を合算） ② 危政令第16条第4項の屋外貯蔵所で、指定数量の倍数が10倍以上、100倍未満のもの（備考1） ③ 指定数量の倍数が100倍以上のもの (高引火点危険物のみを貯蔵、取り扱うものを除く)
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの

備考1 第2類の危険物のうち、引火性固体(引火点が21℃未満のものに限る。)又は第4類の危険物のうち、第1石油類もしくはアルコール類を貯蔵し、取り扱うもの。

(2) 著しく消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第1種～第5種の消火設備

(7) 次により建築物その他の工作物及び危険物を包含するように消火設備を設けること。

I	塊状の硫黄等のみを貯蔵、取扱うもの	次のいずれか ① 第1種（屋内・屋外消火栓設備） ② 第2種（スプリンクラー設備） ③ 第3種（泡・粉末・不活性ガス消火設備等）
	危政令第16条第4項	
	全てのもの	①+② ① 第4種（大型消火器） ② 第5種（消火器等）

イ 第4種、第5種消火設備は、次によること。

(7) 第4種消火設備（指導事項）

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含（歩行距離30メートル以内）するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離30メートル以内に設けないことができる。

(イ) 第5種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物、危険物及び電気設備を包含（歩行距離20メートル以内）するように設けること。ただし、第1種～第3種消火設備を設ける場合は、当該範囲について歩行距離20メートル以内に設けないことができる。

- ① 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物（架台等）は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする

建築物とみなし、所要単位を計算すること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

- 1) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)(指導事項)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ③ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに、消火設備を1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ④ 第5種消火設備の合計必要本数
A+B+C (本) 以上

(3) 消火困難となる屋外貯蔵所

ア 第4種消火設備

第1種～第3種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第4種の消火設備を省略できること。

- (ア) その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

イ 第5種消火設備

(イ) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物(架台等)は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 合計必要本数

$$A+B+C \text{ (本) 以上}$$

(4) その他の屋外貯蔵所

ア 第5種消火設備

建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。ただし、第1種～第4種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第5種の消火設備の当該所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けることで足りること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。

(ア) 建築物その他の工作物（架台等）の所要単位の数値に達するよう設けること。（消火器の能力単位はA単位で計算）

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。（第4類はB単位、その他はA単位で計算）

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(ウ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。（地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所を除く）

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(エ) 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

6 給油取扱所

(1) 設置区分

区分	施設規模等
著しく消火困難 (危省令第33条第1項)	① 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 ② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (セルフスタンド)
消火困難 (危省令第34条第1項)	上記以外のもので、 ① 屋内給油取扱所 ② メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所
その他 (危省令第35条)	上記以外のもの

(2) 著しく消火困難となる給油取扱所

区分	消火設備
I	一方開放型上階付き屋内給油取扱所 ①+②+③ ① 第3種 (固定式の泡消火設備) ② 第4種 (大型消火器) ③ 第5種 (消火器等)
	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (セルフスタンド) ①+②+③ ① 第3種 (固定式の泡消火設備) ※引火点が40℃未満のもの ② 第4種 (大型消火器) ③ 第5種 (消火器等)
II	可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留する おそれがある建築物又は室 ①+② ① 第4種 (大型消火器) ② 第5種 (消火器等) (第5種の能力単位≧当該危険物の所要単位)

ア Iの一方開放型上階付き屋内給油取扱所

(7) 第3種固定式泡消火設備

その放射能力範囲が、固定給油設備及び固定注油設備を中心とした半径3メートル範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。(H13.3 消防危第15号)

その他「泡消火設備の基準」(別記9の3)によること。

(イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物又は室を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

(ウ) 第5種消火設備

a 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物(キャノピー等)は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- b 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- c 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備(照明設備、コンセント、サインポール等をいう。)については算定しない。ただし、屋外に設けられた変電設備、発電設備、蓄電池設備、電動機等(以下、「変電設備等」という。)を除く。

- ①

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 屋外に設けられた変電設備等ごとに1本=D(本)

- d 合計必要本数

$$A + B + C + D \text{ (本) 以上}$$

イ Iのセルフスタンド(一方開放型上階付き屋内給油取扱所はアの基準による。)

- (ア) 第3種固定式泡消火設備(パッケージ型固定泡消火設備)

危険物(引火点が40度未満で顧客が自ら扱うものに限る。)を包含するように設けること。

その他「泡消火設備の基準」(別記9の3)によること。

- (イ) 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物(第3種の消火設備により包含されるものを除く。)を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

- (ロ) 第5種消火設備

- a 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

なお、屋外にある工作物(キャノピー等)は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- b 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の1/10}}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- c 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。
 なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備(照明設備、コンセント、サインポール等をいう。)については算定しない。ただし、変電設備等を除く

①

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 屋外に設けられた変電設備等ごとに1本=D(本)

(f) 合計必要本数

c 合計必要本数

$$A + B + C + D \text{ (本) 以上}$$

ウ IIの可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室(整備室等)はア、イの他、次によること。

(f) 第4種消火設備(ア(i)及びイ(i)のものと兼用することができる。)

有効な位置に第4種消火設備を設けること。

(i) 第5種消火設備

- ① 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の1/10}}{\text{消火器の能力単位}} = E \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 第5種消火設備の合計必要本数

$$A + B + C + D + E \text{ (本) 以上}$$

(3) 消火困難となる給油取扱所

ア 第4種消火設備

その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

なお、泡の大型消火器を設置することが望ましい。

イ 第5種消火設備

(f) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

なお、屋外にある工作物(キャノピー等)は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (イ) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- (ウ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物(キャノピーを含む。)の延べ面積をいい、屋外の設備(照明設備、コンセント、サインポール等をいう。)については算定しない。ただし、変電設備等を除く。

また、建築物が一切ない場合は、電気設備用として別に1個設けること。

- ①

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 屋外に設けられた変電設備等ごとに1本=D(本)

- (エ) 合計必要本数

$$A + B + C + D \text{ (本) 以上}$$

(4) その他の給油取扱所

- ア 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなして所要単位を算定すること。

- ① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{100\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- ② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{50\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- イ 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はB単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ウ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

なお、「電気設備のある場所の面積」とは、原則、建築物（キャノピーを含む。）の延べ面積をいい、屋外の設備（照明設備、コンセント、サインポール等をいう。）については算定しない。ただし、変電設備等を除く。

また、建築物が一切ない場合は、電気設備用として別に1個設けること。

①

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

② 屋外に設けられた変電設備等ごとに1本=D (本)

エ 合計必要本数

A+B+C+D (本) 以上

(5) 給油取扱所の第5種消火設備

第5種消火設備にあつては、次によるよう指導すること。

ア 第5種消火設備は、小型消火器とする。

イ 危険物に対する消火器は、粉末消火器にあつては10型以上、機械泡消火器にあつては6型以上、化学泡消火器にあつては10型以上のものとする。なお、危険物に係る消火器については、機械泡消火器及び化学泡消火器の設置が望ましい。

ウ アルコール燃料等の危険物を取り扱う場合は、性状を勘案して適切な消火器を設置する。

7 第2種販売取扱所

(1) 設置区分、消火設備

区分	施設規模等	消火設備
消火困難 (危省令第34条第1項)	全て	①+② ① 第4種 (大型消火器) ② 第5種 (消火器等) (第5種の能力単位 \geq 当該危険物の所要単位の1/5)

ア 第4種消火設備

第1種～第3種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第4種の消火設備を省略できること。

(ア) その放射能力範囲が、建築物その他の工作物及び危険物を包含(歩行距離30メートル以内)するように設けること。

イ 第5種消火設備

(イ) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。(消火器の能力単位はA単位で計算)(指導事項)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 危険物の所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} \times 1/5 = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。(屋外貯蔵所、第2種販売取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所)

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(イ) 合計必要本数

① A+B+C (本) 以上

8 簡易タンク貯蔵所、第1種販売取扱所

(1) 消火設備 (危省令第35条)

ア 第5種消火設備

建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。ただし、第1種～第4種の消火設備が設置されている場合は、当該設備の放射能力範囲内の部分については、第5種の消火設備の当該所要単位の数値の1/5以上に達するよう設けることで足りること。なお、屋外にある工作物は、外壁を耐火構造とし、かつ、工作物の水平最大面積を建坪とする建築物とみなし、所要単位を計算すること。

(7) 建築物その他の工作物の所要単位の数値に達するよう設けること。(消火器の能力単位はA単位で計算)

① 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

② 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(4) 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(5) 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

(6) 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) 以上}$$

9 移動タンク貯蔵所

(1) 消火設備 (危省令第35条)

ア 第5種消火設備

(7) 次の自動車用消火器のうち、いずれかを2本以上設置すること。

- 1) 霧状の強化液：充填量が8リットル以上のもの
- 2) 二酸化炭素：充填量が3.2キログラム以上のもの
- 3) ハロン1211：充填量が2リットル以上のもの
- 4) ハロン1301：充填量が2リットル以上のもの
- 5) ハロン2402：充填量が1リットル以上のもの
- 6) 消火粉末：充填量が3.5キログラム以上のもの

(4) アルキルアルミニウム等を貯蔵するものは、上記、1)～6)のほか、次の1)、2)を設置すること。

- 1) 乾燥砂：150リットル以上
- 2) 膨張ひる石または膨張真珠岩：640リットル以上

10 地下タンク貯蔵所

(1) 消火設備 (危省令第35条)

ア 第5種消火設備

建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。

- ① 建築物その他の工作物 (ポンプ室等) の所要単位の数値に達するよう設けること。
(消火器の能力単位はA単位で計算) (指導事項)

- (1) 建築物の外壁が耐火構造

$$\frac{\text{延べ面積}}{150\text{m}^2} = x \text{ (所要単位)}$$

- (2) 建築物の外壁が耐火構造以外

$$\frac{\text{延べ面積}}{75\text{m}^2} = y \text{ (所要単位)}$$

$$\frac{x + y}{\text{消火器の能力単位}} = A \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ② 危険物の所要単位の数値に達するよう設けること。(第4類はB単位、その他はA単位で計算) (指導事項)

$$\frac{\text{指定数量の倍数の}1/10}{\text{消火器の能力単位}} = B \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ③ 電気設備のある場所の面積100平方メートルごとに1個以上設けること。
(電動機等)

$$\frac{\text{電気設備のある場所の面積}}{100\text{m}^2} = C \text{ (本) (小数点以下切上げ)}$$

- ④ 合計必要本数

$$A + B + C \text{ (本) } + 2 \text{ 本以上}$$

- 1) ポンプ室等が面積10平方メートル未満の施設については、AとCを兼用して差し支えないものとする。
- 2) Bと2本とは、兼用して差し支えないものとする。ただし、上記、②で求めた本数が2本以上のときは、その本数を考慮し有効に設置すること。(求めた本数全て設置する必要はない。)
- 3) 消火設備は注入口付近に2本以上、ポンプ室等がある場合は、ポンプ室等に1本以上設置すること。